

# 青少年を育てる下妻市民の会・下妻支部会則

## (名称及び事務所)

第 1 条 本会は、青少年を育てる下妻市民の会下妻支部と称し、事務所を支部長宅におく。

## (目的)

第 2 条 本会は、下妻地区における青少年の健全育成を図ることを目的とする。

## (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の会の計画に基づく事業の推進
- (2) 地域の特性に応じた自主的育成計画と運動の実践
- (3) 環境の浄化運動の展開
- (4) その他必要な事業

## (組織)

第 4 条 本会は、下妻地区住民で、本会目的に賛同する個人及び青少年育成運動に寄与する団体、機関を持って組織する。

## (役員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

支 部 長	1 名	副支部長	若干名
幹 事	若干名	監 事	2 名
運 営 委 員	若干名	推 進 員	若干名

## (役員の任務及び選出)

第 6 条 役員の任務及び選出は次のとおりとする。

- (1) 支部長は本会を代表し、会務を総理する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (2) 幹事は庶務及び会計事務を担当する。
- (3) 監事は本会の会計を監査する。
- (4) 運営委員は本会の運営にあたる。
- (5) 推進員は地域青少年の中核となり、本会事業の普及にあたる。
- (6) 支部長、副支部長、幹事及び監事は運営委員会で選出し、総会で承認を得るものとする。
- (7) 運営委員は各自治区及び団体、機関から推薦された推進員の中から支部長が委嘱する。
- (8) 推進員は、各自治区及び団体、機関から推薦された者を当てる。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 8 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 顧問は支部長の諮問に応ずる。

第 9 条 会議は総会及び運営委員会とし、支部長が召集し議長となる。議決は出席者の過半数の同意を得て成立し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会)

第 10 条 総会は運営委員及び推進員をもって構成する。

2 総会は年1回以上開催し、事業計画、予算、決算等を審議し議決する。

(運営委員会)

第 11 条 運営委員は本会の運営にあたるとともに必要に応じ軽易な事項を総会に代わって議決する。

2 運営委員会は支部長、副支部長、幹事、監事及び推進員の代表者をもって構成する。

(専門部会)

第 12 条 本会の必要に応じ、専門部会を設けることができる。

(経費)

第 13 条 本会の経費は市民の会よりの助成金及びその他の収入をもってある。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第 15 条 この会則は、総会の同意を得て改正することができる。

(委任)

第 16 条 その他、この会則に定めのない事項については、別に支部長が定める。

付 則

この会則は、昭和60年12月21日から施行する。